



24生畜第3333号
平成25年3月27日

東北農政局生産部長
関東農政局生産部長
全国農業協同組合中央会農業対策部長

} 宛

(農林水産省) 生産局畜産部畜産振興課長

牧草地の除染、汚染牧草等の保管等に関する賠償について

平素より畜産行政の推進に格別の御協力を賜り感謝申し上げます。

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により放射性セシウムの暫定許容値（100Bq/kg）を超えた汚染牧草等の発生量は、各県の調査・推計によれば関係8県全体で約18万トンであり、これまでに約4万トンがすき込みや焼却等により処分されているところ です。

このような中、ほとんどの汚染牧草等の汚染濃度は8,000Bq/kg以下であることから、一般廃棄物として市町村等での処理が進むよう、農林水産省では環境省や県とも協力して焼却のための環境を整えていくこととしていますが、やむを得ず焼却までの一時保管が長期化する場合には、シートの劣化や腐敗による悪臭の発生防止等のため、防水シートによる被覆や集中保管、減容化等を適切に実施することが必要と考えております。

このため、賠償の対象となる汚染牧草の一時保管や処理等に要する経費等について、当省と東京電力株式会社との間で確認し、別添1のとおり整理しましたのでお知らせします。

また、併せて汚染牧草の一時保管の事例について別添2により整理したのでお知らせします。

つきましては、貴局管内の関係県に対し、別添1及び2を周知するとともに、関係市町村、団体へも当該情報の周知が十分図られるよう御配慮願います。さらに、引き続き汚染牧草等の保管及び処理が適正かつ円滑に行われるよう、御指導方よろしくお願いします。

なお、全国農業協同組合中央会に対しては、別添3を送付し、参加団体等（東電損害賠償各県協議会）への周知を依頼していることを申し添えます。

つきましては、貴会の参加団体等（東電損害賠償各県協議会）に対し、この旨周知するとともに、汚染牧草等の保管及び処理が適正かつ円滑に行われるよう、御指導方よろしく願います。

なお、東北農政局及び関東農政局に対しては、関係県に周知するよう、別途依頼しております。

注：全国農業協同組合中央会農業対策部長宛は、下線部分を（ ）部分に置き換える。

平成 25 年 3 月 27 日
農林水産省生産局畜産部畜産振興課

牧草地の除染、汚染牧草等の保管等に関する賠償について

東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故による放射性物質汚染を理由に利用自粛を指導された牧草地の除染（回復を含む）、汚染牧草等の保管・処理に関する賠償の基本的な考え方については、これまで平成 24 年 5 月 18 日付け文書（別紙 1）及び同年 12 月 21 日文書（別紙 2）により整理してお伝えしてきたところである。

今般、上記に加え、牧草地の除染及び汚染牧草の保管等に関し、東京電力（株）と下記の事項について確認したのでお知らせする。ただし、この考え方の整理に記載されたもののうち個別具体的な取扱いについては、同社と請求者との間で調整して定める必要があるので留意されたい。

記

1 牧草地の除染について

(1) 早期の支払いに向けた取組み

牧草地の除染経費の賠償については、除染必要面積の全部又は一部の除染が終了し、当該面積に係る除染経費が確定した場合は速やかに確認書類等を添えて請求する。なお、請求者からの支払いの要望があれば、東京電力（株）は、その一部について除染経費が確定した場合については、当該面積分に係る経費の賠償金の支払いに応ずる（部分合意）。

また、部分合意を含め本払いが一定程度進んだ請求者に対しては、除染経費の確定は未了だが、除染作業の終了が確認できた牧草地について除染経費の見込額の一部を支払うことに応ずる（仮払い）。

(2) 再除染（2 回目の除染）への賠償

国や県が定めた指導方針に基づく 1 回目の除染作業が適切に終了したことが確認された牧草地から収穫された牧草の放射性物質濃度が、再び国の暫定許容値（県が、畜産物の生産・流通の実態を踏まえた合理的な理由に基づき使用自粛を指導するレベルも、これに準じる）を上回った場合で、国や各県の指導方針等を踏まえて再度の耕起等（再除染）を行った際の経費についても、牧草の除染に関する知見の蓄積が不足していたことを踏まえ、1 回目の除染作業後に牧草から放射性物質が検出された原因が調査により明らかにされ、これを踏まえた効果が合理的に期待できる方法により再除染を行った場合には、代替飼料費等の賠償の見合いで、必要かつ合理的な範囲で賠償の対象とする。

（３）耕起等の除染作業が困難な牧草地の賠償

牧草地の除染に当たり、通常の耕起に必要な機械に加え、ストーンクラッシャー等の通常の耕起には使用されない機材を使用する必要がある場合、当該機材の使用に係る経費についても必要かつ合理的な範囲で賠償の対象とし、必要額の考え方、水準等について、東京電力（株）は事前協議に応ずる。

急傾斜であるなどの理由で耕起等の作業ができず利用再開の目途が立たない放牧地の代替地を確保する場合、借地代、草地整備費（耕起、施肥、牧草播種）、牧柵等の整備等に必要経費は、当該利用再開の目途が立たない放牧地に係る代替飼料費等の賠償の見合いで、必要かつ合理的な範囲で賠償の対象とする。

２ 汚染牧草の保管・処理関係

（１）保管経費に対する賠償請求の合理化

賠償事務の合理化、迅速化を図るため、すでに協議、請求、支払いを行った事例について、請求者の了解を得られたものについては、東京電力（株）及び市町村等関係者で情報を共有する。

また、保管を推進する市町村や農協等は先行事例を参考として、作業区分ごとに合理性を説明できる賠償単価を東京電力（株）と協議のうえ設定し、請求することができる。

（２）個人で保管、処理を行った場合の賠償

通常の営農行為を超えて追加的に行われた保管やすき込みの作業は賠償の対象とする。なお、個人で保管、処理を実施した場合には、保管、処理を行った地域の労賃単価と作業日誌における処理量や作業時間等をもとに賠償の対象となる労働費を算出するものとし、必要となった資材費、機材の借上げ費等については、領収書等をもとに実績に基づき賠償の対象額を算出するものとする。

（３）保管場所確保等に要する経費

自らの所有地に汚染牧草を保管することが困難であったという特別な理由があれば、保管場所の確保に伴う借地代は合理的な範囲で賠償の対象となる。また、汚染牧草を自らの牧草地や田畑等で保管せざるを得ない特別な理由がある場合は、これに伴う減収分（代替飼料費や事業の実施に伴って得られたであろう交付金等を含む。）は合理的な範囲で賠償対象となる。

（４）減容化に利用する機材への賠償

保管のための必要経費として悪臭対策等も含め、通常の方法で保管するより、減容化し保管した方が、減容化のための必要機材のリース経費等を加えてもトータルで下回る場合には賠償の対象となるが、必要額の考え方、水準等について、東京電力（株）は事前協議に応ずる。

平成 25 年 3 月

汚染牧草一時保管事例集



東北農政局

汚染牧草の一時保管事例① ～福島県 A 村～ パイプハウスによる一時保管

① 汚染牧草の保有状況

保有農家数	保有量	汚染濃度
6 戸	447 トン(推定)	500～3,000Bq/kg 台

※汚染濃度は、モニタリングを実施したもののみ。

② 一時保管の概要

実施主体

- ・ 福島県の基金事業を活用。A 村が事業実施主体。建設業者が農協経由で保有農家から作業を受託。保有農家の費用負担は発生しない。

実施期間

- ・ 平成23年 3 月～平成24年 9 月

場所

- ・ 個々の保有農家の圃場にパイプハウスを設置。

処理方法

- ・ 最大 4 段積みしたロールを覆うように設置したパイプハウスで一時保管。

③ 保管方法の検討

A 村では、牧草ロール(サイレージ)を保有農家の圃場に保管していたが、風雨によりラップの劣化が進み土壌汚染を招くことが危惧されることから、生産者からパイプハウスによる保管の提案あり。

〈ポイント〉

①圃場の汚染防止対策

表土剥ぎ取りによる整地と遮水シート敷設

②ラップの劣化軽減

耐風・耐雪性のハウスを設置

③移動距離の短縮

現行の保管場所での施工

④住民理解の醸成

村が複数回の説明会を実施



④作業手順

①線量測定 & 除草

- ・バックグラウンドの放射線量を測定後、測量し、保管予定地周辺の除草を実施。



②整地

- ・保管場所を整地（表土剥ぎ取り）。



③遮水シート敷設

- ・1mm厚の遮水シートを敷設。



④ロール搬入

- ・ロールを互いに組み合わせるように並べ最大4段まで積み上げ。



⑤パイプハウス 組み上げ

- ・ハウス骨格を組み上げ、外壁ビニールを取り付けて補強ベルトで固定。



⑥防護柵の 設置

- ・防護柵設置後、境界での放射線量を測定。



汚染牧草の一時保管事例② ～福島県B村～

フレキシブルコンテナを利用した一時保管

① 汚染牧草の保有状況

保有農家数	保有量	汚染濃度
7戸	243 トン(推定)	最高 2 万 Bq/kg

② 一時保管の概要

実施主体	・ 福島県の基金事業を活用。B村が実施主体。B村が保有農家と委託契約を締結(梱包から運搬・蔵置まで作業内容ごとに単価を設定。)
実施期間	・ 平成24年6月から事業開始。 現在、共同仮置き場の整備中。
場所	・ B村の村有地に共同仮置き場を設置。
処理方法	・ 耐候性フレキシブルコンテナに牧草ロールを梱包し、共同仮置き場で隔離一時保管予定。

③ 保管方法の検討

B村では、共同仮置き場への移動を念頭に、

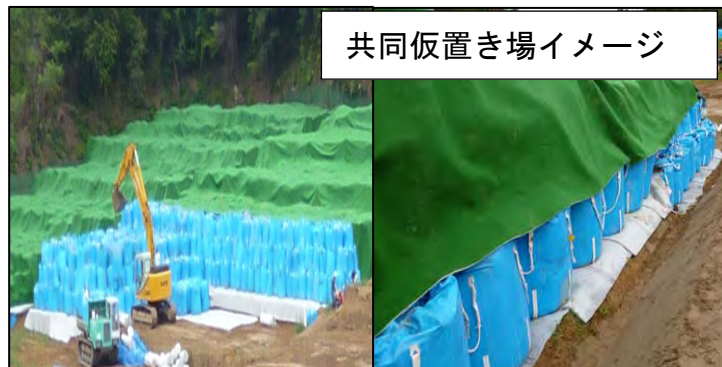
- ① 梱包が容易である
 - ② 運搬が容易である
 - ③ 仮置き場の設計計算がしやすい
- 等の理由からフレキシブルコンテナへの梱包を採用。

〈耐候性フレキシブルコンテナの特長〉

- ① 遮水性が高い
 - ② 紫外線の影響等による劣化に強い
 - ③ 丈夫で長期的な保存に耐えうる
- ※ 牧草ロールの収納が可能となるよう、直径150cmのコンテナを特注(通常110cm)。角型コンテナタイプの乾草はバラして収納。

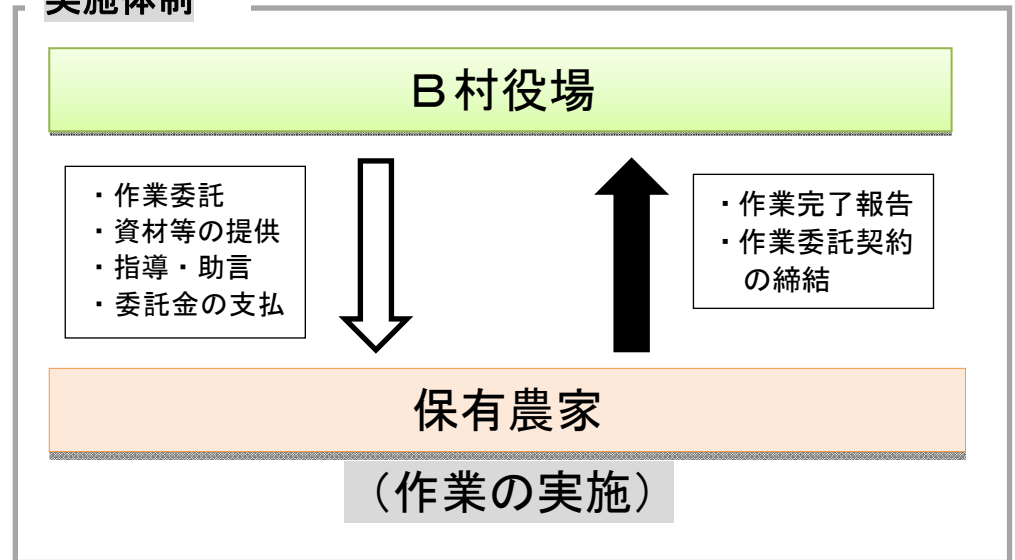


④作業手順



⑤B村の取組

実施体制



作業内容	委託金単価
フレコンバッグへの詰め込み	3,000 円/個
フレコンバッグの積み込み	1,000 円/個
フレコンバッグの運搬	1,300 円/個
フレコンバッグの積み降ろし	1,000 円/個

◎B村による資材等の提供

フレコンバッグ、マスク、ゴーグル、ゴム手袋、タイベックスーツなど

汚染牧草の一時保管事例③ ～宮城県 C 町～ 放牧場跡地での集中一時保管

① 汚染牧草の保有状況

保有農家数	保有量	汚染濃度
268 戸	5,880 トン(推定)	8,000Bq/Kg 以下

② 一時保管の概要

実施主体

- ・ C 町が町単事業(事業費約1,900万円)を用意(町が東電へ賠償請求)。保管場所までの運搬は生産者が自ら行い、ロール積み上げ等の作業は町で実施。

実施期間

- ・ 平成24年11月～
積雪のため一時中断。

場所

- ・ C 町の町有地(放牧場跡地)

処理方法

- ・ 放牧場跡地の平坦地にビニールシートを敷設し、ロール牧草を2段積みにして上からシートで被覆。1ブロック5m×20m(100m²)とし、2m間隔で計400ブロック、約4ha。

③ 保管方法の検討

- C 町では、場所の選定に際し、
- ① 造成することなく保管必要面積確保できる
 - ② 近くに集落や公的施設がない
 - ③ 運搬に交通の支障がない
- 等の理由から当該放牧場跡地に決定。

〈ポイント〉

① 安全性への理解

保管の安全性について専門家の見解を得た上で説明会を実施。

② 風評被害対策

空間線量測定・水質検査を定期的を実施。
検査結果を公表することで安全性をPR。

③ 運搬の省力化(検討中)

現在1ヶ所の集中保管場所を3ヶ所まで増やし、生産現場により近い場所を選択可能にするよう検討中。



④作業手順

施 工 前



搬 入 作 業



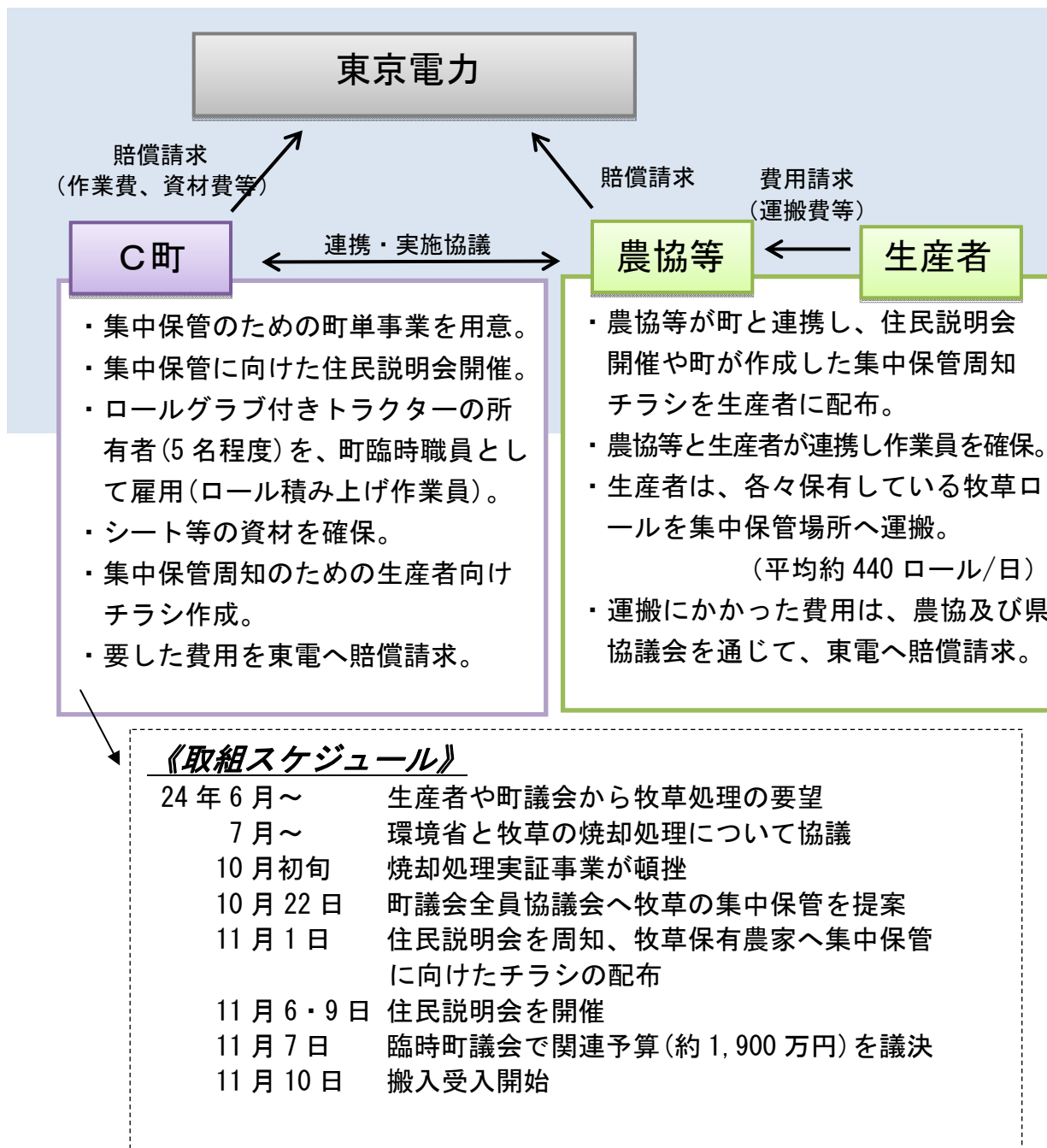
被 覆 作 業



完 成



⑤C町の取組



写

24 生 畜 第 371 号

平成 24 年 5 月 18 日

東北農政局生産部長 }
関東農政局生産部長 } 殿

生産局畜産部畜産振興課長

牧草地の除染等の賠償の基本的な考え方の整理について

平素より畜産行政の推進に格別の御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、牧草地の除染等（畜産物の安全性確保のための牧草への放射性物質の吸収抑制対策を含む。以下同じ。）については、賠償の対象等が不明確であったため、その実施に支障を来す事例が見られていたこと等から、必要となる牧草地の除染を円滑に進められるよう、これまで農林水産省としては、環境省や東京電力(株)等に対し、牧草地の除染等の賠償の対象等を明確化するよう求めてきたところです。

このような中、今回、東京電力(株)の牧草地の除染等の賠償に関する基本的な考え方を確認し、別添に整理したので通知します。

つきましては、貴局管内の各県等に対し、別添を周知するとともに、牧草地の除染の賠償が円滑に行われるよう、御指導方よろしく申し上げます。

なお、全国農業協同組合中央会には参加団体等（東電損害賠償各県協議会）に周知するよう、別途送付していることを申し添えます。

平成 24 年5月 18 日
農林水産省生産局畜産部畜産振興課

牧草地の除染等の賠償の基本的な考え方の整理について

牧草地の除染(畜産物の安全性確保のための牧草への放射性物質の吸収抑制対策を含む。以下同じ。)に係る損害賠償請求の基本的な考え方については、東京電力(株)と調整の上、以下のとおりとする。この考え方の整理に記載されたもののうち個別具体的な取扱いについては、同社と各県との間で調整して定めることとする。

I 牧草地の除染について

1 牧草地の除染に係る賠償の対象となる地域の考え方

(1) 原則、平成 23 年の牧草のモニタリング調査や保管牧草調査等により、飼料の暫定許容値(牛用飼料は 100 Bq/kg)を超える牧草の生産が確認され県により牧草の利用自粛が指導される地域であって、旧市町村単位での調査結果に基づく判断等により牧草地の除染が必要な合理的理由の説明が可能な地域とする。この場合、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(以下「特措法」という。)に基づく汚染状況重点調査地域で環境省の事業によらず除染を行う場合も対象(特措法の事業による場合には、特措法での除染の実施を優先する)。

(2) 飼料の暫定許容値を超える牧草が確認されていないが、地域における畜産物の生産流通の状況に基づき、やむを得ず牧草の利用自粛が指導され除染指導が行われている地域であって、牧草地の除染が必要な合理的説明が可能な地域。

2 牧草地の除染の賠償請求内容の考え方について

(1) 除染の方法

特措法に基づく市町村除染実施計画の対象となる牧草地は、空間線量の軽減を目的として、必要な除染方法が市町村から指導されることになっているので、当該市町村から指導された方法により除染を実施する。それ以外の地域については、牧草への放射性物質の吸収抑制対策を目的として除染を行うので、県又は市町村の指導の下、放射性物質による汚染度合、土壌条件及び機材の整備状況を考慮して、除染の実施主体が選択してするものとする。

(2) 牧草地の除染に係る賠償請求の対象費用

① 牧草地の除染費用(環境省の除染事業と同様)

- ・ 反転耕・深耕・前植生の処理に要する費用(プラウ等による耕起、ロータリー等による攪拌、土面の踏圧、碎土、均平化、礫除去、除草等に要する費用を含む。)
- ・ 表土除去及び客土に要する費用(土壌の運搬・処理等に要する費用を含む。)

② 牧草地の原状回復に要する費用(環境省の除染事業と同様)

- ・ 牧草地の現状復帰に要する費用(肥料、有機質資材、土壌改良資材等の散布、牧草の播種等に要する費用を含む。)
- ・ 除草等に要する費用(牧草地周辺の畦畔・農道等の除草等に要する費用を含む。)

③ 調査・分析・設計及び一般的な施工管理事務に要する費用(環境省の除染事業と同様)

- ・ 土壌分析、計画・設計及び施工管理事務に必要な費用

※ 牧草地の除染において、資産の形成となる工種(暗きょ排水等)については賠償の対象外。

※ 特措法に基づく汚染状況重点調査地域内において、同法の事業により除染を行った場合には、本事業費用の請求はできません。

(3) 牧草地の除染に係る賠償請求の方法について(別紙参照)

- ① 牧草地の除染については、選択した除染の方法や投入した資材等の必要性及び合理性を個々の農家が説明することが困難なため農協、農業公社等が牧草地の除染作業を一括管理し、賠償請求を行う。
- ② 牧草地の除染の単価は、実際の除染に要した経費を用いることを基本とするが、同一地域であれば作業内容に大差はないと考えられることから、迅速な請求に向け、県内の実情や環境省の除染事業等を参考にしながら、県等が牧草地の除染の各作業(Ⅰ-2-(2))の単価を定め、これに基づき算出された額により賠償請求(各地域と東電との間で同意された除染作業計画に基づく請求)をすることも可能。
- ③ 請求は、各県協議会が統一した様式により一括して東電に請求することが望ましい。

Ⅱ 飼料の暫定許容値を上回る牧草の牧草地への散布、すき込み等について

飼料の暫定許容値を上回る牧草等(以下「汚染牧草等」という。)の処理として行う、牧草地への汚染牧草の散布、すき込み等に要する以下の費用については、必要かつ合理的な範囲において賠償の対象とする。

1 汚染牧草等の運搬・減量化(堆肥化)等に要する費用

- (1) 保管場所から圃場等への運搬費用(トラック等の借上及び作業に要する費用)
- (2) 汚染牧草等の減量化(堆肥化)等に要する費用(堆肥製造機械等の借上、発酵促進剤の購入及び作業に要する費用)
- (3) ロールベール状の汚染牧草等の解体に要する費用(ロールベールカッター等の借上及び作業に要する費用)

2 汚染牧草等の牧草地への散布、すき込み等に要する費用

(1) 汚染牧草等の散布に要する費用(散布機等の借上及び作業に要する費用)

(2) 汚染牧草等のすき込み等に要する費用(プラウ等の借上及び作業に要する費用)

Ⅲ 牧草地の除染等に必要な機材の導入について(単位面積あたりの除染単価を設定する場合において、単価に含まれる場合には対象外)

基本的には、農家や業者からの借上(レンタル)に要する費用が対象となるが、

① 他の農家やその他の事業者からの借上、他の機材等による代替等が困難、機材を購入する必要がある場合

② 購入した方が借上するよりも費用が少なくなる場合

等の購入費用については賠償の対象になり得る。

ただし、個人資産の形成となる機材の購入費用は賠償対象としないことから、そのような機材については、地方公共団体や農協等が、集約して購入し、牧草地の除染後に売却後、購入額と売却額の差額を請求すること。

Ⅳ その他

1 除染後の牧草地において、代替飼料として単年生飼料作物を生産する場合等に要する費用について

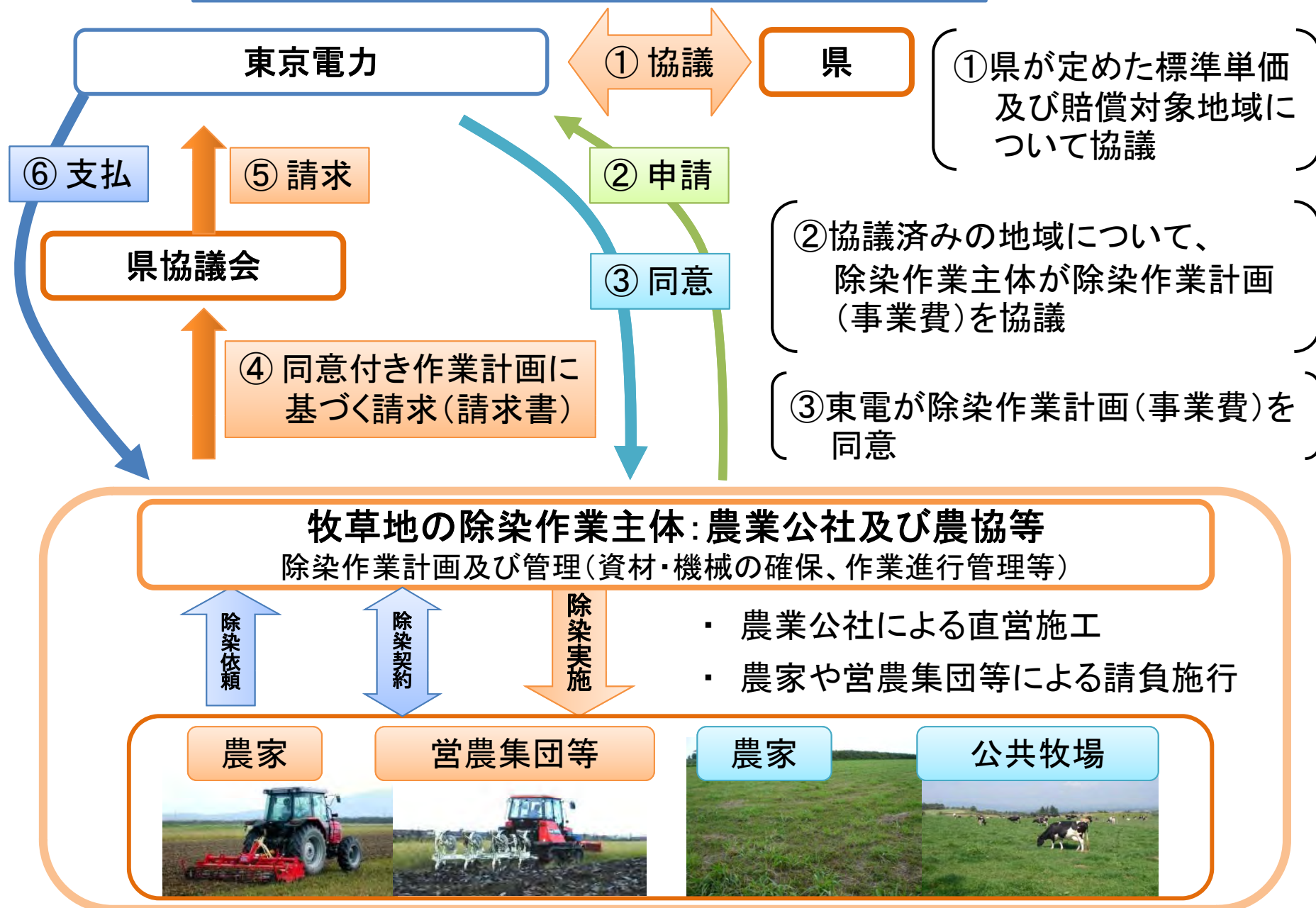
牧草地で除染後に再度永年性牧草を栽培するまでの間に単年生飼料作物を栽培するために要する費用は、賠償の対象(2の代替飼料の確保に要する費用との重複請求はできません)。

2 牧草地の除染に伴い必要となる代替飼料の確保費用(牧草地の除染を実施した地域)について

除染作業終了後に播種してから牧草が収穫されるまでの間の代替飼料の確保に要する費用は、賠償の対象。

牧草地の除染に係る賠償請求例

別紙





24生畜第1869号
平成24年12月21日

東北農政局生産部長
関東農政局生産部長
全国農業協同組合中央会農業対策部長 } 殿

(農林水産省)生産局畜産部畜産振興課長

汚染牧草等の適正な保管及び関連費用の賠償の基本的な考え方の整理について

平素より畜産行政の推進に格別の御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により放射性セシウムに暫定許容値(100 Bq/kg)を超えて汚染された牧草等(以下「汚染牧草等」という。)については、そのほとんどの汚染濃度が8,000 Bq/kg以下であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき一般廃棄物として市町村等が処理することが可能となっているところです。

しかしながら、汚染牧草等の量は膨大であり、焼却処理のための焼却施設の確保や設置の調整に時間を要するほか、焼却灰の放射性物質濃度のコントロールのため1回の処理量に限界があること等から、大半が農家段階でいまだ保管されている状況にあります。

このような中、①被覆しているシートやラップ等の経年変化により、露出・飛散や悪臭発生のおそれがあること、②ほ場での保管に伴い除染や次期牧草栽培作業に支障を来すこと、③牛舎内や飼料庫での保管に伴い新しい牧草の保管場所の確保に支障を来すこと等が懸念されます。

このため、農林水産省としては、引き続き環境省と連携し焼却等の処理を推進していくこととしておりますが、汚染牧草等の保管の長期化に備え、対策のための費用等の東京電力株式会社への求償について同社と協議を続けてまいりました。今般、汚染牧草等の保管・処理経費の賠償の基本的な考え方を同社との間で確認し、別添のとおり整理したのでお知らせします。

つきましては、貴局管内の関係県に対し、この旨周知するとともに、汚染牧草等の保管及び処理が適正かつ円滑に行われるよう、必要に応じ以下の対応を検討・実施するよう併せて御指導方よろしく願います。

なお、全国農業協同組合中央会に対しては、参加団体等(東電損害賠償各県協議会)への周知を依頼していることを申し添えます。

- (1) 防水シートによる被覆、耐候性フレコンバックの活用及び保管用仮設パイプハウスの設置により露出・飛散防止や悪臭防止対策を図ること
- (2) ペレット化、炭化处理等により汚染牧草等の減容化を図り、保管の簡素化に努めること
- (3) 保管場所が確保できる場合には集中保管により保管管理の省力化を図ること

つきましては、貴会の参加団体等(東電損害賠償各県協議会)に対し、この旨周知するとともに、汚染牧草等の保管及び処理が適正かつ円滑に行われるよう、必要に応じ以下の対応を検討・実施するよう併せて御指導方よろしく願います。

なお、東北農政局及び関東農政局に対しては、関係県に周知するよう、別途依頼しております。

注意：()は全中の場合に下線部分に書き換える。

(別添)

平成24年12月21日

農林水産省生産局畜産部畜産振興課

汚染牧草等の保管に関する賠償の基本的な考え方の整理について

放射性物質汚染を理由に利用自粛を指導された牧草等(以下「汚染牧草等」という。)の保管に関する賠償の基本的な考え方については、東京電力(株)と調整の結果、下記のとおりとする。ただし、この考え方の整理に記載されたもののうち個別具体的な取扱いについては、同社と各県との間で調整して定めることとする。

記

汚染牧草等の保管・処理経費の賠償の基本的な考え方について

汚染牧草等の保管・処理に係る費用については、平成24年5月18日付け文書(別添参考)で、以下を賠償の対象とする旨整理したところである。

1. 汚染牧草等の運搬・減量化(堆肥化)等に要する費用
2. 汚染牧草等の牧草地への散布、すき込み等に要する費用

今般、上記の費用に加え、保管の長期化に備えた対応として、以下に掲げる費用も賠償の対象とする。

1. 防水シートによる被覆、フレコンバックへの収納に要する費用(シート代、運搬費、作業費(委託又は通常の営農行為を超えて追加的に発生したもの)、機材借上げ費等)
2. 汚染牧草等保管用に使用し、使用後は撤去することを前提とした簡易パイプハウスの設置、同ハウスへの収納に要する経費(資材費、作業費(委託又は通常の営農を超えて追加的に発生したもの)、運搬費等)
3. ペレット化、炭化処理等による減容化に要する費用(資材費、作業費(委託又は通常の営農を超えて追加的に発生したもの)、運搬費、処理機材借上げ費、減容化物の一時保管経費等)
4. 保管のためにやむを得ず発生した経費(借地代等)

(参考)

平成24年5月18日

農林水産省生産局畜産部畜産振興課

牧草地の除染等の賠償の基本的な考え方の整理について(抜粋)

牧草地の除染(畜産物の安全性確保のための牧草への放射性物質の吸収抑制対策を含む。以下同じ。)に係る損害賠償請求の基本的な考え方については、東京電力(株)と調整の上、以下のとおりとする。この考え方の整理に記載されたもののうち個別具体的な取扱いについては、同社と各県との間で調整して定めることとする。

I 牧草地の除染について(略)

II 飼料の暫定許容値を上回る牧草の牧草地への散布、すき込み等について

飼料の暫定許容値を上回る牧草等(以下「汚染牧草等」という。)の処理として行う、牧草地への汚染牧草の散布、すき込み等に要する以下の費用については、必要かつ合理的な範囲において賠償の対象とする。

1 汚染牧草等の運搬・減量化(堆肥化)等に要する費用

(1) 保管場所から圃場等への運搬費用(トラック等の借上及び作業に要する費用)

(2) 汚染牧草等の減量化(堆肥化)等に要する費用(堆肥製造機械等の借上、発酵促進剤の購入及び作業に要する費用)

(3) ロールベール状の汚染牧草等の解体に要する費用(ロールベールカッター等の借上及び作業に要する費用)

2 汚染牧草等の牧草地への散布、すき込み等に要する費用

(1) 汚染牧草等の散布に要する費用(散布機等の借上及び作業に要する費用)

(2) 汚染牧草等のすき込み等に要する費用(プラウ等の借上及び作業に要する費用)

III 牧草地の除染等に必要な機材の導入について(単位面積あたりの除染単価を設定する場合において、単価に含まれる場合には対象外)(略)

IV その他(略)